

ケアハウス研修会（令和5年12月15日開催）後の質問について

No	質 問	回 答
1	夫婦で入居される場合のサービス提供費についてですが、同施設内の夫婦部屋ではなく別々の個室に入居される場合も夫婦収入を合算して÷2とする対象となるのでしょうか。	<p>別々の個室でも対象となります。</p> <p>（参考までに、 資料①-2 別表Ⅱ-1 本人からの徴収額（月額） （注4）において、 <u>「夫婦入居の場合、夫婦の収入および必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下の場合、入居者からの徴収額については、上記表の額から30%減額した額を本人からの徴収額とする。」</u>と記載されています。）</p>
2	過去に旧事務費の認定作業が、正確に行われていなかった具体の事案及び、ことの終結までの経緯を時系列に教えていただきたい。	<p>事例Ⅰ：職員の勤続年数の計上誤り</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人内人事異動により施設職員が変更 ・勤続年数は前任職員のまま申請。 ・施設側が、市からの通知等を再確認する中で、間違いに気づいた。 ・市へ相談後、市で過去申請資料を調査、誤りを確認後、補助金額を再計算 ・過配分となっていた過去5年分の補助金を法人から市へ返還 <p>事例Ⅱ：入所者の計上区分誤り</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設側で申請書類を確認する中で、入所者の収入による階層区分の誤りに気付いた（夫婦入所と誤認識） ・市へ相談後、市で過去申請書類の調査、補助金額の再計算 ・過小配分となっていたため、法人に対しては指導のみ。過去4年分、補助金の追加支給はなし。 <p>間違いに気づかれた際は、まず市へご相談ください。</p> <p>補助金を過大に受け取ったことになる場合は、市へ返還が必要となる場合があります。過小に受け取ったことになる場合に、追加支給はありません</p> <p>ご理解のほどよろしく願いいたします。</p>